

添付資料

東京電力(株)が策定した再発防止対策についての改善指導事項

● 消防研究センター研究統括官、消防大学校教授 松原美之氏

報告された対策は概ね妥当であるが、その実施に際して以下の事項に留意していただきたい。

1 情報を共有する仕組みを持つこと

防火管理補佐などの新設等体制強化は評価できる。体制強化案を実施するに当たって、「担当範囲の異なる防火管理者補佐、相互間」や「防火管理者補佐と担当する現場との間」における、「情報・意識の共有が実現」されるように配慮することが重要である。

広大な敷地に分散的に施設・部署が配置されていることから、所在場所・所属部局など物理的な条件も考えた上で、情報共有の仕組みを合わせて作ることが重要。例えば、定期的会合を設定して、顔を見て相互の情報・意識共有の時間を持つなどの仕組みも検討されたい。

2 今回の大湊側予備品倉庫火災の教訓を踏まえ、下記のしくみ等を検討すること

- ① 職員の異常・故障（インシデント）発見、報告、対処実施を推奨するしくみ。
- ② 対処した異常・故障が、点検や作業マニュアルなどの対策改善に反映されるしくみ。
- ③ 新たに調達・設置した機器施設が所期の動作を行っているかの動作検証確認の実施。

3 職員全体の共通理解を深めること

上記1・2をより有効に機能させるために、一連の火災について、原因、背景、対応の意味などを職員全体に十分に情報提供し、対策の意味が全職員の共通理解となることが肝要である。

4 安全に関わる部門全体の相互連携

防火の安全だけでなく、労働安全など、他の「安全管理」に関わる部門も含めて、安全に関する部門全体が、相互に連携して、情報と意識を共有できる体制となることが全所的な安全向上に有効である。

● 新潟大学工学部教授 今泉 洋 氏

1 予防管理組織の強化（防災安全担当の役割）

副防火管理者に所管施設の防火に係る権限を一元化するとともに、ダイレクトに「防災安全担当」に必要な情報が迅速に伝わる体制も必要である。

2 フェールセーフ機能

例えば点検が疎かになっても、それをカバーするフェールセーフ機能を持たせることが重要である。

消 第 4058号
平成21年 4月21日

柏崎市消防長 様

新潟県防災局消防課長

柏崎刈羽原子力発電所への指導について

このことについて、4月17日に貴消防本部に提出された「大湊側予備品倉庫空調機（A）の火災に係る原因及び再発防止対策について」について、有識者の意見等を踏まえ、別紙のとおり改善指導事項をとりまとめました。

ついては、貴消防本部におかれては、これらのうち消防に係る事項についてご指導いただきますようお願いします。

平成 21 年 4 月 21 日

東京電力株式会社
柏崎刈羽原子力発電所
執行役員所長 高橋 明男 様

新潟県防災局長 飯沼 克英

柏崎刈羽原子力発電所における火災防止対策の徹底について

貴社に対しては、先に火災防止に関する指揮命令系統や責任の所在等について突きつめて、その対応を明らかにするよう申し入れたところですが、別紙の改善指導事項について検討を行い火災防止対策を徹底するよう要請します。

消 予 第 90 号
平成21年4月22日

新潟県防災局長 様



柏崎刈羽原子力発電所に対する指導結果について（報告）

このことについて、下記のとおり対応しましたので報告します。

記

- 1 当消防本部は、東京電力㈱柏崎刈羽原子力発電所（以下、東京電力）に対し、火災の発生を防止するため、関係法令を遵守し、火災の発生原因と類似機器の総点検結果の報告及び火災の再発防止対策を講ずることについて指示（平成21年4月12日付け消予第43号）した。
- 2 東京電力から4月15日に「火災発生防止の総点検計画書」の提出を受けた。
- 3 4月16、17日両日にわたり、東京電力の総点検状況を現場立ち会いし、その方法を検査した。
- 4 東京電力から、当消防本部の指示に基づき、4月17日に「柏崎刈羽原子力発電所 大湊側予備品倉庫の空調機（A）の火災に係る原因および再発防止対策について」の提出を受けた。
- 5 当消防本部は、東京電力の自衛消防隊（当直員）は、速やかに現場出動しているものの、自衛消防隊（消防車隊）が公設消防への通報から8分の遅れで出動指示されていることから、より迅速な出動方法に改善するよう指導した。
- 6 当消防本部は、県の改善指導事項（有識者からのご意見）に対しても東京電力へ改善を指示した。
- 7 上記の指導も含めて、東京電力から改めて修正した報告書の提出を受けその内容を妥当と判断した。

以上

別紙 2

平成 21 年 4 月 22 日

新潟県知事 泉田 裕彦 様

柏崎市長 会田 洋

去る 4 月 11 日に発生した東京電力柏崎刈羽原子力発電所大湊側予備品倉庫空調機の火災は、中越沖地震以来 9 件目の火災発生であり、たび重なる火災の発生は、地域住民の原子力発電所の安全管理体制に対する不信感を増大させるものであり、誠に遺憾であります。

柏崎市では、消防本部から東京電力に対して原因の究明、類似機器の総点検、及び再発防止対策をとることを指示したところであり、今般、東京電力から原因、総点検結果、及び再発防止策が提出されました。これに対して、柏崎消防本部では妥当と評価したところであります。

消防本部では、今後、東京電力の再発防止策が確実に実行されて行くことを立入調査なども行いながら確認し、防火対策の強化を図ってまいります。

なお、柏崎刈羽原子力発電所 7 号機の起動に関しての柏崎市長としての考えは、先般の三者会談で申し上げたところであり、その考えについては変わっていないことを申し添えます。

以上

別紙

平成21年4月23日

新潟県知事 泉 田 裕 彦 様

刈羽村長 品 田 宏 夫

KK-7 運転再開にかかる刈羽村の意向

7号機の運転再開については東京電力からの事前了解の求めについて、本村としては諒とする旨を4月10日の3者会談で表明いたしました。

その直後に9件目となる火災が発生したことは誠に遺憾なことであります。その後、東京電力が策定した再発防止策・防火の追加対策については、柏崎市消防、原子力安全・保安院から妥当な対応と判断されたことを本村としても確認しています。事故の払底は目指すところながら想定外の事態に対処できることが何より重要で、かかる事態の対応は東京電力や関係機関の危機対応能力を進化させたと評価しています。

最も重要な安全の確保については、国・県および東京電力が復旧過程で開催した数々の説明会で十分な説明がなされており「安全は確保されている」という事実は村民に冷静に受け止められています。

運転再開の条件は整っていると村民は認識しており、冒頭に記した意向に変わりはありません。

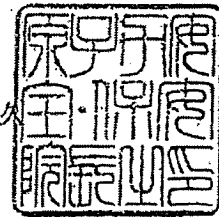
経済産業省

平成21・05・01原院2号

平成21年5月1日

新潟県知事 泉田 裕彦 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 藤田 康久



柏崎刈羽原子力発電所7号機の運転再開にあたっての要請書に対する回答

平成21年4月30日付けで要請のあった件については、次のとおり回答します。

1. 新たな知見の収集と反映については、もとより当院としても取り組んでいるところであるが、特に地震関連分野については、地震、耐震に関する知見の情報収集や調査研究を継続的に行い、そのうち、原子力発電所の耐震安全性評価に反映すべきものの選定等について定期的に公開の場で検討するなど、新たな知見の収集と反映を継続的に行う仕組みを整備することとしている。
2. 原子力事業者に対する指導・監督については、事業者品質保証体制の構築を求め、国がこれを厳正に確認することにより不正を防止する体制をとっている。さらに平成18年の発電設備の総点検結果を踏まえ、事業者安全文化の醸成、法令遵守の意識強化などの措置を求めている。原子力安全・保安院としては、今後とも保安検査等を通じて、これらの実施状況の確認を含め原子力事業者に対する十分な指導・監督に努めていくこととしている。



「柏崎刈羽原子力発電所7号機の運転再開にあたっての要請書」に対する回答

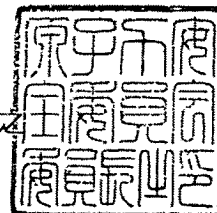
21安委第28号

平成21年5月1日

新潟県知事 泉田 裕彦 殿

原子力安全委員会

委員長 鈴木 篤之



平成21年4月30日付け文書で要請のあった件について、以下のとおり回答します。

記

1. 「安全審査の手引き」の速やかな整備について

「原子力発電所の地質、地盤に関する安全審査の手引き」(以下「手引き」という。)の改訂については、まず、活断層の調査・評価等に関する部分を「活断層等に関する安全審査の手引き」として平成20年6月に先行して定めているが、その他の部分、すなわち検討用地震の選定、基準地震動の策定、基礎地盤の評価及び地震随件事象の評価等も加えて、最終的な手引きとしてとりまとめるべく、現在、鋭意検討を進めているところである。

今後とも、新潟県中越沖地震により得られた知見やバックチェックの過程で得られた知見も適切に反映した上で、早期に策定するよう努めているところ、一層その努力を加速して行く方針である。例えば、基準地震動の策定については、新潟県中越沖地震による地震動の特性等も踏まえ、現在、既に具体的な策定作業を進めているところであるが、それらの作業を加速させたい。

2. 新たな知見の収集と手引き等の定期的な見直しについて

最新の知見を継続的に収集・整理し、適切に安全審査指針類に反映させて行くことは、原子力安全委員会として重要なことと考えている。特に耐震安全性の分野においては、上述の手引きの策定を行うとともに、今後も最新の知見を踏まえ、耐震指針や手引きについて適時に必要な見直しを行っていく方針である。

このため、安全審査指針類による耐震安全性の確認に当たって、例えば、震源が敷地に近く規模が大きい場合の地震動の評価については、新潟県中越沖地震で得られた知見を踏まえつつ、各種の解析手法の適用にあたって、その適用範囲などに関し特別の留意を払い、これを適切に行うよう、原子力安全・保安院に対し示したところである。当委員会としては、引き続き、同様の取組を不断に図りつつ、国民への説明責任を果たして行くこととする。

柏崎刈羽原子力発電所の運転再開問題に関する議員協議会での知事説明

平成21年 5月 7日

議員協議会の開会に当たり、原子力行政に関わる私の所信並びに、柏崎刈羽原子力発電所の運転再開問題についての対応方針について、県民を代表する議員各位にご説明させていただきます。

1 想定を超える地震に遭遇

まずはじめに、中越沖地震が柏崎刈羽原子力発電所に与えた被害の状況等についてご説明させていただきます。

ご承知のように、平成19年7月16日に発生した中越沖地震は、柏崎市と刈羽村で震度6強を観測し、多くの被害を引き起こしました。柏崎刈羽原子力発電所では、設計時の想定を大幅に超える揺れが観測され、原子炉建屋の地下の基礎盤上に設置された地震計で観測された最大加速度は、1号機の東西方向で680ガルであり、設計値273ガルの2.5倍に相当するものでした。

この時、2号機、3号機、4号機及び7号機が運転中又は起動中でありました。が、いずれも最初の揺れを感知して、最も大きな揺れが来る前に、自動的に停止をいたしました。しかし、発電所構内では道路をはじめ至る所で陥没が生じるなど、大きな被害と3500件を超える多くのトラブルが発生いたしました。

特に、3号機の所内変圧器の火災については、消火設備の損傷・不備、初期対応要員の不足や訓練不足等により自衛消防機能がほとんど機能しなかったうえ、消防署への通報も遅れ、また道路が被災し消防の到着が遅れたこともあり、鎮火が遅れる結果となりました。

また、微量ではありますが、放射性物質が施設外に放出されたことなどもあり、被災地をはじめ、全県に風評被害を及ぼすとともに、地域住民の原子力発電所に対する不安は増大いたしました。

これを受け、県、柏崎市、刈羽村は、地震翌日の7月17日に、東京電力に対し、「地域の了解無しには運転再開しないよう」安全協定に基づく措置要求を行ったところであります。

2 この間の安全性の確認

2 - 原子力安全・保安院の取組と見解

次に、地震による柏崎刈羽原子力発電所への影響や耐震安全性の確認などに対する、国などの取組と見解をご説明をいたします。

まず、事業所を直接、規制、監督をしている原子力安全・保安院についてであります。が、原子力安全・保安院は、設計時の想定を大きく超える地震に見舞われたことや、東京電力及び原子力安全・保安院の地震後の初動体制に不備があったことなどを重くみて、7月31日に、「中越沖地震における原子力施設に関する調査・対策委員会」、通称、班目委員会を設置をいたしました。

委員会には、各分野ごとのワーキンググループが設置をされ、今後起こり得る地震に対する安全性、被災した施設の健全性、さらには発電所の自衛消防組織や緊急時の情報

連絡・提供の課題等について、審議がなされました。

なお、F-B断層の評価について、県の技術委員会で論点となったことを受け、国の委員会でも議論が行われた結果、断層の長さが決定されるなど、地元における議論も影響した審議が行われました。

東京電力では、国の委員会での審議等を受け、耐震補強工事の実施や自衛消防体制の整備などの改善を実施をいたしました。これらの改善状況を検証、評価した同委員会は、本年2月13日、7号機について

中越沖地震を受けても建屋や設備等の健全性は維持されていること

新しい基準地震動に対して建屋や設備の安全機能は維持されていること

などを確認したことから、同日、経済産業大臣は「7号機の起動について安全上の問題はないものと判断する」という談話を発表をいたしました。

2 - 原子力安全委員会の見解

続いて、規制行政庁である原子力安全・保安院をさらに監視・監査をしている原子力安全委員会の取組と見解についてご説明をいたします。

同委員会では、当初設計時の想定を大きく上回る地震動が観測をされ、国民に原子力の安全審査に対する不安や懸念を与えたことを重視をして、専門家による「耐震安全性評価特別委員会」を設置するなどして調査、審議を行なってきました。

審議に当たって、同委員会は、原子力安全・保安院から検討結果に関する報告を受ける前に、検討に当たって留意すべき事項を予め提示をいたしました。検討結果の確認に際しても、クロスチェック解析を特別に求めるなど、専門的・中立的機関としての特徴を活かした慎重な審議が行われたとしています。

このようにして、東京電力による建屋・構築物及び機器単位の設備の点検・評価並びに、それらに対する原子力安全・保安院の評価結果を検討した結果、本年2月18日に、7号機に関する原子力安全・保安院の確認結果は妥当であるとの決定がなされました。

2 - 国際原子力機関（IAEA）の見解

また、原子力の平和利用を進めるための国際機関であるIAEAによって、中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所への影響、耐震安全性評価の検討状況等を国際的に共有するため、被災後間もない平成19年8月6日には第1回の調査が行われました。その後都合3回にわたり、各国の専門家らによる現地調査が実施をされました。

その結果、本年1月30日には

策定された新しい基準地震動は、大変保守的な仮定を用いて見積もられている

7号機の構造物及び機器は、弾性範囲内の挙動を示し、重大な損傷は発生しなかった

等を内容とする調査報告書が発表されています。

また、現地調査時には「地震は想定値を大きく上回ったものの、すべての原子炉は堅実で安全だった」というコメントが発表されました。

2 - 県技術委員会及び同小委員会の運営

次に、県が設置している、いわゆる「技術委員会」についてであります。

県民が特に不安を抱いている課題について、安全審査を担当する国で、きちんと議論

をされているのか、県民の目線で確認し、県民の皆様にはわかりやすくお伝えするという役割を追加をいたしました。

そして、様々な立場から議論をしていただくために技術委員会に新たな委員を加え拡充を図りました。

また、技術委員会に、「設備・耐震小委員会」「地震・地質小委員会」の2つの小委員会を新たに設置をし、専門家が様々な立場から、国の調査・対策委員会等での議論や評価結果を、県独自の立場から確認する体制を整えました。

「地震・地質小委員会」では、中越沖地震がなぜ想定を超える揺れとなったのかを明らかにし、さらに今後起こりうる地震の大きさを想定するため、発電所周辺の活断層の長さや地盤の調査結果等を評価、検証をしていただきました。

「設備・耐震小委員会」では、中越沖地震で柏崎刈羽原子力発電所の建物等にどのような影響があったのか、設備に塑性変形が生じていないのか、また、耐震性は十分に保たれているのかなどを確認するため、点検結果等を評価、検証していただきました。

これまでに、技術委員会は5回、二つの小委員会は合わせて38回、全て公開で開催をいたしました。毎回、専門的、科学的見地からの活発な議論を重ねていただきました。

3 対応策

3 - 耐震補強工事

次に、国の関係機関や県の技術委員会での指摘に対して行われた対策等について、ご説明いたします。

まず、耐震補強工事についてであります。平成18年に行われた耐震設計審査指針の見直しと、技術委員会等での議論を踏まえ、東京電力では、耐震性を確保するには、一層の余裕を持つことが重要であるとの観点から、新しい基準地震動による揺れ、600から800ガルを上回る1000ガルを耐震補強用の基準として設定をいたしました。そして、これに基づき、配管サポートの追加や強化、原子炉建屋の屋根トラスの強化など、耐震補強工事が行われました。

3 - 火災対策

次に、火災対策についてであります。中越沖地震以降、9件もの火災が発生したことは原子力発電所を運営している事業者としてお粗末であり、誠に遺憾であります。

県では、東京電力に対し、昨年12月2日、相次ぐ火災や事故に対して、原因を徹底的に調査し、再発防止策を講じるとともに、協力企業も含めた作業員への安全教育や環境整備など、安全管理を徹底するよう申し入れました。

これにもかかわらず、本年3月5日に1号機の原子炉建屋内で火災が発生をし、県では、同日、柏崎市消防に対して、消防組織法に基づき発電所における防火安全対策の抜本的見直しを指導するよう勧告し、対応を求めましたが、4月11日、9件目となる火災が予備品倉庫で発生をいたしました。

この事態を受け、対症療法的な対応ではなく、それぞれの指揮命令系統や管理責任を明確にし、組織運営面での対応を求めることとしました。

4月13日、東京電力に対して作業管理、防火体制の徹底を申し入れるとともに、柏崎

市消防本部に対しても、あらためて東京電力に対して再発防止の指導を行うよう求める勧告を発出したしました。

これを受けて4月22日に東京電力から提出された防火計画では、防火管理の責任の所在と指揮命令系統に係る分析が過去に遡って行われました。

この再発防止対策については、防火についての有識者からも概ね妥当な内容であるとされたところであります。県としては、東京電力に対し、この計画の運用について万全を期するとともに、日々改善の努力を続けていくよう求め、内容について了解したところであります。

なお詳細については、防災局長よりご説明をさせていただきます。

3 - 県民に対する説明会、新聞広報の実施

次に、地元をはじめとする県民の皆様への説明状況とご理解についてであります。県では、小委員会や技術委員会で議論されている耐震安全性の論点や見解案について、分かりやすくお伝えするために、お知らせチラシを計4回作成し、柏崎・刈羽地域の全戸にお配りをいたしました。

また、立地地域はもちろん、全県の皆様にお知らせをするために、小委員会で整理された論点を2回、技術委員会の見解を1回、計3回、新聞6紙でお知らせをしたほか、県の広報番組でも継続的にお知らせをするとともに、県ホームページ上で「よくあるご質問と回答（FAQ）」として公開するなど、積極的な情報提供に努めてまいりました。

さらに、昨年12月には技術委員会、小委員会の委員と県民の皆さんとの「原子力発電所の耐震安全性に関する意見交換会」を開催し、県民の皆様から事前にお寄せいただいた意見や質問について各委員が見解を述べ、直接、意見の交換を行いました。

また、本年3月には小委員会での論点をお話する県民説明会を、上・中・下越地域の3会場で開催をいたしました。

説明会で実施したアンケートでは、約8割の方が説明内容について理解されたという結果でありました。

3 - 技術委員会の見解

次に、県の技術委員会の見解についてご説明します。

技術委員会では、2つの小委員会で、すべての委員の意見が一致するまでには至らなかった9つの論点について、総合的な判断を行いました。

そして「小委員会で整理した論点に関する技術委員会の見解」としてとりまとめられました。

見解では、それらの論点についての考え方として

「現在の知見では未だ科学的に解明することが困難」な点があることを認め

見解に影響を与える新たな知見が得られたときは速やかに小委員会で再評価することとされており。

なお、これらの論点を踏まえたうえで、見解をとりまとめることについては、すべての委員が了解されましたことをご報告いたします。

そこで7号機についてですが、

中越沖地震の影響による損傷が発生している可能性はほとんどなく、

仮にあったとしても安全性を損なうまでには至らないこと

中越沖地震の経験を踏まえて新たに設定された基準地震動を考慮しても「7号機の耐震安全性は確保されているものとする」と考える」

との見解が取りまとめられました。

県では、この見解について、現在の知見の中で設定をされた耐震基準自体に十分な裕度があり、原子炉の安全に影響を与えるものではないこと、設備の機能に与える影響についても、多重防護のしくみを持つ安全性を損なうまでには至らないことなどの説明を受けました。

3 - 県の危機管理・情報提供体制の強化

次に、原子力発電所に関わるトラブルへの対応についてであります。中越沖地震や過去の教訓等を踏まえ、これまで新潟にあった放射線監視センターの本所機能を、平成20年4月から柏崎に移し、機能を強化するとともに、柏崎刈羽原子力発電所の敷地に隣接して放射線モニタリングポストを2局増設し、放射線の監視を強化いたしました。

また、防災局に原子力安全広報監を置き、県が監視をしている放射線の情報や何か問題が生じた際の説明等について、県民の皆様に迅速、かつわかりやすく情報をお伝えする体制を強化をいたしました。

4 原子力発電に対する基本認識

次に、原子力発電に対する私の基本的な認識であります。エネルギー資源が極めて乏しい我が国にとって、エネルギーや地球環境問題等、社会的な課題にこたえていくためには、現実的な対応として当面、原子力発電は必要であると考えております。

一方で、高レベル放射性廃棄物の最終処分地が決まっていないなどの課題もあると認識をしております。

なお、先般、柏崎刈羽原子力発電所を視察した、日本の地震研究の権威である、尾池和夫前京都大学総長は、原子炉を制御する複雑な構造が強震動に十分耐えて守られた状況をご覧になり、「想定を超える加速度を受けても、柏崎刈羽原子力発電所の基幹的な部分はビクともしなかった」と話しておられるように、日本の原子力発電所の耐震技術は優れたものであるとの意見があると承知しております。

5 原子力発電所の安全性に対する受け止め

5 - 技術委員会の見解に対する受け止め

次に原子力発電所の安全性に対する受け止めについてであります。本年4月7日、技術委員会の代谷座長から、県民の皆さんが不安に思っておられる部分や見解が一致をしていない部分などについて、その考え方を含めて説明を受けました。

原子力安全・保安院や原子力安全基盤機構などが、それぞれ別個に行った解析結果を踏まえ、最新の知見をもって議論された結果であり、運転再開に向けての安全性は概ね確保されているものと受け止めました。

なお、起動試験は、核分裂を起こして実際に発電をすることから、安全協定に基づく運転再開前の地元了解は、起動試験の開始前に得る必要があると認識をしており、柏崎市長、刈羽村長ともこの認識を共有をしております。

5 - 地元である柏崎市長・刈羽村長の見解

次に地元の受け止めについてであります。7号機の運転再開に関しては、地元を代

表する柏崎市長、刈羽村長から、国の安全性に関する評価及び県の技術委員会がまとめた見解を踏まえ、安全性に関する住民の理解が得られていることや、地域の経済、雇用への影響などから、「7号機を起動することに同意する」とのご意見をいただきました。

これに加え、地元の経済団体等からも、早期の運転再開の要望を受けており、その中で、安全性に関する住民への説明は十分行われ、内容も納得できるものであること、さらには、東京電力が情報開示に積極的に取り組んでいること等について、理解が得られているとのご意見をいただきました。

6 原子力防災計画

次に、原子力防災対策についてですが、県の防災計画では、「災害編」「原子力災害編」と分かれており、原子力発電所が大規模自然災害等により被災するような場合を想定していなかったことは大きな反省点でありました。このため、地域防災計画の「原子力災害対策編」を改訂し、原子力災害と大規模自然災害等が複合的に発生した際の対応を強化し、現在、国に協議しているところであります。

7 運転再開に慎重な意見とそれに対する考え方

次に、運転再開についての慎重意見及び、県民の皆様への説明についてであります。断層の存在や耐震安全性の裕度など、活断層や塑性変形の考え方などについて、小委員会で異論が残りました。さらにボーリング調査や断層の長さ、設備の裕度の検討を行うべきとのご意見も頂いております。

技術委員会は、7号機の審議で終結したわけではありません。今後も、追加調査及び検討の必要性議論を含めて開催され検討を続けていくべきことは、言うまでもありません。

なお、一部団体から、更なる県民説明会の開催要請がありました。しかしながら、説明は、十分に行われたという意見も強く、現実問題として240万人の県民一人ひとりに説明することは不可能であります。

様々な意見を集約するには代議制民主主義の原則に立ち返り、県民を代表する県議会にご説明させていただくことが第一であると考え、本日、県議会でご説明をさせていただいております。

8 結論

原子力発電に関しては、万が一の事故の際には大変大きな影響があること、また、放射線が見えないことや長期の影響の有無についての不安等もあることから、その立地に限らず、原子力発電そのものに対する疑問も呈されています。このため、原子力発電所には、特に高度な安全性が求められることは言うまでもありません。

しかしながら、この世で、人が造るものに100%安全なもの、完全な無欠のものは、存在しないということも事実であります。原子力発電所も人が造ったものである以上、完全無欠であることはあり得ず、行政が完全な安全性を保証することはできません。

一方で、柏崎・刈羽両地域を中心として、多くの地域住民の日々の暮らしが柏崎刈羽原子力発電所に直接・間接に依存して成り立っている現実もあります。地域社会からは、中越沖地震からの復興のため一日も早い原子力発電所の再開を望む声が寄せられていま

す。地域に責任を持つ柏崎市長及び刈羽村長からも同様の申し入れがありました。

この間、原発に反対なら電気を使うなという意見もいただきました。極論を待つまでもなく現代日本の生活は電力がなければ成り立たないことは誰の目にも明らかです。長期的なエネルギー政策はどうあるべきかは別にして、当面は、無資源国日本において、原子力発電所なしに現在の生活に必要なエネルギーを供給し続けることは困難であります。加えて、地球温暖化問題の深刻化を考えると大量に二酸化炭素を発生をさせる火力発電は、早く抑制するべきとの指摘も妥当性が高いものがあります。

このような状況で我々はどのような選択をすべきなのでしょうか？原子力発電に賛成される方と反対される方は、全く相容れない考え方をしているのでしょうか？

私は、中越沖地震で柏崎刈羽原子力発電所が被災して以来多くの方から、原発について様々なお話を聞かせていただきました。原発に賛成の方も反対の方も安全の確保が何にもまして必要という点では全く違いはないというふうに思います。

異なるのは、安全確保の程度・方法論なのではないでしょうか。危ないかもしれないものは、一切、地域に設置すべきでないと考えるのか。それとも、原発と共生をしながら、安全を確保していくという方法論の違いではないかと感じています。

今ほど申し上げましたとおり、日本は、当面、現在の生活水準を維持するエネルギーを確保するためには、原発と共生せざるを得ない現実があります。

一方で、旧ソ連のチェルノブイリ原発の事故では、数百キロ離れた地域で高濃度汚染地域が存在することが確認をされています。日本国内に原発が存在する限り、仮に柏崎・刈羽に原発がなくても事故からのリスクがなくなる訳ではありません。また、放射線からのリスクを完全に回避できる訳でもありません。

すなわち、現時点の日本において、安全を確保するためには、仮に原発は造るべきでないという立場に立って、柏崎・刈羽原子力発電所の廃止をしても、問題の解決にはならないこととなります。

むしろ、今回、県の技術委員会で真剣な議論がなされた結果、柏崎・刈羽原子力発電所に限らず、全国の安全基準が引き上げられ、火災の対応が強化されるという安全性の強化が図られたことは積極的に評価すべきなのかも知れません。

エネルギー供給体制が、化石燃料や原子力に頼らなくても可能になるまでは、日本の、ひいては、世界の原子力発電所の安全性を高めていくため、むしろ、安全性について懐疑的な立場から積極的に原子力発電所に関わり続けていく方が望ましいようにも思えます。

以上を踏まえれば、当面、新潟県は原子力発電所と共存する道を選択すべきではないかと考えています。無論、この判断は、将来を拘束するものではありません。再生可能なエネルギーの開発を続ける必要があることは当然ですが、これを普及させる制度を創設し、積極的に後押しし、将来の世代の政策選択の幅を広げる努力を進めることが重要であると考えています。

また、この選択をする以上は、行政は、原子力発電所の安全確保に大きな責任を負う

ことになるという自覚を持ち、原子力発電所の安全性を高めていく不断の努力と政策を実施することが不可欠だと考えています。

人の知恵には、限りがあります。しかし、進歩を続けているということも事実です。安全確保についても、ある時点での「現在の知見」や「現在の技術」を絶対視をすることは許されません。日々進歩していく人類の知見と科学技術に合わせて、常に改善を継続していくことが必要であり、そのことがまた、県民の信頼に繋がっていくものと考えております。

安全確保の取り組みには、組織、制度のあり方も重要です。ヒヤリ、ハットの事例がある度に改善をしていく組織、そして、社会の仕組みが必要であります。

例えば、改善すべき制度としては、現在何らかの損失が発生すれば過失責任を必ず問う法体系から、過失については免責してでも、問題点を正確に把握し原子力発電所の安全性を確保する仕組みを取り入れることのできる法体系に移行することもあげられます。個人の責任追及より、不断の安全性の向上を促す仕組みの構築が、重要ではないでしょうか。この点、国に、対応を求めていきたいと思っております。

多様な意見を取り入れ、透明性を確保していくことも重要です。県の技術委員会および小委員会については、議論を継続するよう要請し、県民の皆様の不安に応えていきたいと思っております。

技術委員会から柏崎・刈羽原子力発電所7号機の安全性について、先般報告書を受領いたしましたので、先日、私は同発電所を視察してまいりました。

これらを総合いたしますと、今回基準地震動が引き上げられたことにより、現在の知見で予想する最大級の地震を想定した対策がとられたものと理解をいたしました。さらに、耐震性についても、一定の設計値を超えると直ちに崩壊するというものではなく、余裕があるものであることは、中越沖地震でも見られたところとの認識も持ちました。前者と併せて考えれば、耐震性には、十分な冗長性が認められ、おおむね安全性は確保されているとの説明には説得力があると受け止めました。

以上により、私は、起動試験から営業運転に移行するに際して、技術委員会の審議を経ることなど一定の条件を付した上で、東京電力からの運転再開申し入れに同意をしたいと考えております。

議員の皆様方におかれましては、以上述べました私の考えをご理解いただき、中越沖地震からの一日も早い復興にご協力いただけますようお願いを申し上げます。また、併せて原子力発電所の安全性の向上、再生可能エネルギーの確保、地域社会を安定的に発展させることのできる産業構造の構築に向けてご協力をいただけるよう、お願いを申し上げます。私の説明とさせていただきます。

以上